

◎ 償却資産申告について

1 申告の必要がある方

地方税法 383 条により、毎年 1 月 1 日現在、事業(製造業・販売業・建設業・サービス業等すべての事業)に使用することができる償却資産(機械、器具・備品等)を所有している方は、償却資産が所在する市町村にその所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数などの価格の決定に必要な事項を申告していただく必要があります。

2 申告の必要がある資産

令和 7 年 1 月 1 日現在において、事業の用に供することができる資産で、次に該当するような資産です。

- ① 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- ② 償却済資産(税務会計上、減価償却を終了しているもの。固定資産税は取得価額の 5% が評価額の最低限度のため。)
- ③ 遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)

3 提出書類

今までに申告をしたことがある事業者

資産の増減の有無	申告書	種類別明細書		注意事項
		増加・全資産用	減少用	
増減なし	○			申告書 備考欄に『増減なし』と記入
増加・申告もれあり	○	○		明細書に増加・申告もれ資産を記入
減少あり	○		○	明細書に減少した資産を記入
増加・減少ともあり	○	○	○	明細書に増加・減少した資産を記入
申告資産なし	○			申告書 備考欄に『該当資産なし』と記入
事業を廃止	○			申告書 備考欄に『解散、廃業』と理由記入

はじめて申告をする事業者

申告すべき資産の有無	申告書	種類別明細書		注意事項
		増加・全資産用	減少用	
資産がある	○	○		明細書に全ての資産を記入
資産なし	○			申告書 備考欄に『該当資産なし』と記入

4 償却資産の具体例

資産の種類		種類別 主な償却資産の例
1	構築物	舗装路面、駐輪場、門・塀・緑化施設外構工事等、受変電設備、予備電源設備、内装・内部造作等、看板(広告塔等)
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車場設備、太陽光発電設備等
3	船舶	釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	構内運搬車、貸車、客車等
6	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、測定工具、金型理容及び美容機器、応接セット、レジスター、自動販売機等

業 種	業 種 別 主な償却資産の例
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、看板(広告塔、袖看板、ネオンサイン)、LAN 設備等
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、裁断機等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト(軽自動車税の課税対象となるべきものを除く)、大型特殊自動車等
娯 楽 業	パチンコ器、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小 売 業	陳列ケース、冷凍ストッカー、自動販売機、冷凍冷蔵庫等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット等)
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、外構工事(門・塀・緑化施設等)、駐車場等の舗装、駐輪場等
駐 車 場 業	受変電設備、機械式駐車設備、駐車場管理システム、舗装路面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
ホテル・旅館業	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備等

※上表に示されている資産の例は一部です。表にないものはこれらを参考の上判断ください。

☆ 裏面もご確認ください

5 申告が不要な資産について

- ① 自動車税及び軽自動車税の対象となるもの
- ② 取得価額が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの（いわゆる少額償却資産）
- ③ 取得価額が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年間で一括して均等償却するもの（いわゆる一括償却資産）
- ④ リース資産 原則として、リース資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。

6 税額等について

資産の種類・取得価額により計算される課税標準額（評価額）に税率1.4%を掛けて算出します。なお、すべての償却資産の課税標準額合計が150万円未満の場合は免税となり課税されません。ただし、その場合でも申告書の提出は必要です。

7 課税標準の特例を受ける資産がある場合

申告書の課税標準の特例欄で「有」に○を付け、特例に該当することが確認できる書類（写し可）を添付してください。

8 はじめて申告書を提出される方について

はじめての方については、『固定資産税（償却資産）申告の手引』を同封しておりますので、詳細を確認のうえ記載ください。

太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）について

太陽光発電設備は、固定資産税の対象となる償却資産に該当する場合がありますので、下記の表を参考にして対象となる場合は、償却資産の申告をお願いします。

ただし、償却資産は申告した資産全ての課税標準額の合計が150万円未満の場合には課税されません。

なお、太陽光発電設備用地の課税地目は雑種地となります。例えば、山林・農地に太陽光パネルを設置した場合、雑種地の評価になり土地に係る固定資産税が上昇する場合があります。

設置者	10kw以上の太陽光発電設備	10kw未満の太陽光発電設備
個人 (住宅用)	住宅の屋根などに設置し発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、申告の <u>対象</u> となります。	事業用資産とはなりませんので、申告の <u>対象外</u> となります。
個人 事業主	店舗やアパートなどを営む方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産となります。売電の有無、発電出力量にかかわらず償却資産として申告の <u>対象</u> となります。	
法人	事業の用に供している資産になります。売電の有無、発電出力量にかかわらず償却資産として申告の <u>対象</u> となります。	

記載について

太陽光設備を記載する場合は、太陽光発電設備のほかに、架台・フェンス・造成工事費等についても申告の対象となります。

問合せ先 ☎899-5492 鹿児島県始良市宮島町 25 番地
始良市税務課固定資産税係 担当：外園
TEL0995-66-3052(直通) Fax0995-67-7878